

議案第四号

曹源寺地区は場整備事業に伴う字の区域の変更について

次のとおり字の区域を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成三年一月二十二日

三朝町長 安田真一郎

平成參年壹月貳拾貳日 原案可決

三朝町議會議長 安井由行

区域を変更する字の名称	同上の区域（平成二年十一月一日現在の地番による。）
大字曹源寺字藤舞	大字曹源寺字峠平七の一部、二五の四四の一部 大字曹源寺字上藤舞八七の一部、八八、八九、九一から一〇一まで、 一〇七の一部、一〇八から一一五まで、一一六の一、一一七の一、 一一八の一、一一九の一、一二〇の一、一二一の一、一二二の一の一部 及びこれらと一体をなす国有地
大字曹源寺字峠平	大字曹源寺字下藤舞一三六から一四〇まで、一四〇の一から一四〇 の四まで、一四〇の五の一部、一四〇の六から一四〇の三四まで及び これらと一体をなす国有地の一部
大字曹源寺字上田	大字曹源寺字峠平のうち一の二、二の一、二の二、三の二、四、五、 六の二、七、八の四、八の五、二五の四四以外の区域
大字曹源寺字上藤舞	大字曹源寺字上田の全域 大字曹源寺字上藤舞八六、八七の一部、一〇一、一〇三の一、 一〇四の一、一〇五の一、一〇七の一部、一二二の一の一部及びこれ らと一体をなす国有地

大字曹源寺字下藤舞	大字曹源寺字下藤舞のうち一三六から一四〇まで、一四〇の一から一四〇の三四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	一一六の一、一二七の一、一八の一、一九の一、一二〇の一、一二一の一、一二二の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字曹源寺字中嶋	大字曹源寺字中嶋のうち一九三、一九四、一九五の一、一九五の二、一九六から二〇一まで、二〇一の一、二〇二の二、二〇三の一、二〇四の一、二〇五の一、二〇六の三、二〇七の一、二〇八の三、二〇九の三、二一〇の一、二一四及びこれらと一体をなす国有地 大字曹源寺字地山二四四の三、二四四の四、二四五の二	大字曹源寺字中嶋の大字曹源寺字中嶋のうち一九三、一九四、一九五の一、一九五の二、一九六から二〇一まで、二〇二の一、二〇二の二、二〇三の一、二〇四の一、二〇五の一、二〇六の三、二〇七の一、二〇八の三、

		二〇九の三、二一〇の一、二一四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字曹源寺字地山	大字曹源寺字地山のうち二四四の三、二四四の四、二四五の二以外の区域	
大字曹源寺字岩佐河原	大字曹源寺字岩佐河原のうち二三二の四の一部以外の区域 大字曹源寺字前河原二三三の一の一部、二三三の三、二三九及びこれらと一体をなす国有地	
大字曹源寺字前河原	大字曹源寺字岩佐河原二三二の四の一部 大字曹源寺字前河原のうち二三三の一の一部、二三三の三、二三九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字久原字高河原六一五の四、六一五の九、六一五の一〇	大字久原字高河原のうち六一五の四、六一五の九、六一五の一〇以外の区域